

各 位

茨城県県民生活環境部水政課長

地下水採取許可に係る申請・届出手続きについて

日頃より、本県の地下水行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、これまで茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく各種手続きについては、一部を除き紙媒体による手続きとしておりましたが、この度、すべて電子媒体による手続きといたしましたのでご案内いたします。

なお、紙媒体による手続きも当面の間は受付いたしますが、その際、従前求めていた申請・届出者の押印について廃止することといたしましたので、併せてご了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 手続き方法について

原則、「いばらき電子申請・届出サービス」による電子媒体でのPDFデータの提出をお願いいたします。(提出方法は裏面以降を参照してください。)

なお、やむを得ず電子媒体での提出ができない場合は、当面の間、従来どおり紙媒体での提出(申請・届出者の押印は不要)も可能です。その場合は必ず、書類の発行権者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載した書類を提出し、封筒にも記載してください。(確認のため、記載の連絡先にご連絡させていただく場合がございます。)

2. 本人確認について

手続きの手段により、下記のとおり本人確認をしたうえで、提出書類を受理いたします。

手続き手段	媒体	本人確認の方法
電子申請・届出サービス	PDF	システムでの利用者登録
書面(郵送)	紙	書類及び封筒に記載の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名と事務担当者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先
書面(持参)		(上記郵送の場合の確認に加え) 社員証等による身元確認情報提示

3. 対象の申請・届出手続き

地下水採取許可申請書、地下水採取変更許可申請書、氏名等変更届出書、承継届出書、揚水施設廃止等届出書、地下水採取量等報告書

※「地下水採取量等報告書」については、電子申請で提出の際、エクセルファイルでお願いします。

<参考> 地下水の採取規制について(当課ホームページ)

<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/mizushi/mizu/chikasui.html>

連絡先: 茨城県県民生活環境部水政課 水資源・工水グループ TEL:029-301-2625

申請書・届出書の提出方法について

① 茨城県水政課のホームページのアクセス

検索エンジンにより、茨城県水政課の「地下水の採取規制について」にアクセスしてください。（「茨城県地下水」で検索すると出てきます。）

The image shows a Google search for '茨城県地下水' (Ibaraki Prefecture Groundwater). The search results show a link to '地下水の採取規制について / 茨城県' (Groundwater Extraction Regulation / Ibaraki Prefecture). The webpage content includes a navigation menu, a search bar, and a list of links. A yellow callout bubble with the text 'クリックする' (Click) points to the link '3. 許可申請等様式' (3. Application Form) in the list.

② 様式の入手（ダウンロード）

「地下水の採取規制について」の中の「許可申請等様式」をクリックすると、申請または届出に必要な各種様式（Word ファイル）をダウンロードできます。

※ 電子申請・届出サービスの各手続きでもファイルをダウンロードできます。

許可申請等様式

各様式の名前をクリックすると、MicrosoftWordファイルでダウンロードできます。

- [Word \(様式1号\) 地下水採取許可申請書 \(ワード: 40KB\)](#)
- [Word \(様式3号\) 地下水採取変更許可申請書 \(ワード: 43KB\)](#)
- [Word \(様式4号\) 氏名等変更届出書 \(ワード: 27KB\)](#)
- [Word \(様式5号\) 承継届出書 \(ワード: 28KB\)](#)
- [Word \(様式6号\) 揚水施設廃止届出書 \(ワード: 27KB\)](#)

必要な様式をクリックする

③ 提出書類の作成

②でダウンロードした様式に必要な事項を入力して、提出書類を作成してください。

なお、申請・届出に添付する必要がある書類と申請書・届出書をすべてPDF形式^{※1}に変換し一つのファイル^{※2}にまとめてください。

※1 添付書類は、申請または届出に必要な各種様式と一緒に、電子申請・届出サービスでデータを提出していただきますので、手書きで作成したものや原本コピーの場合はPDF形式に変換したファイルをご準備願います。

※2 一つのPDFファイルにまとめるか、提出書類を保管したフォルダを圧縮ファイルにさせていただくか、どちらでも構いませんが、電子申請・届出サービスに添付できるファイルは一つだけとなります。

④ 電子申請・届出サービスでの提出方法

(1) 「許可申請等様式」の下の各申請書・届出書の「提出フォーム（外部サイトへリンク）」をクリックし、「いばらき電子申請・届出サービス【茨城県】」を開いてください。

※これまで「<地下水採取者>氏名等変更届出書（2020年4月～）」で提出いただいていた氏名等変更届出書につきましても「<地下水採取者>許可申請関係手続き（変更・承継・廃止）」から提出いただくことになりました。

地下水採取許可申請書の提出フォーム（外部サイトへリンク）（いばらき電子申請・届出サービス）
氏名等変更届出書の提出フォーム（外部サイトへリンク）（いばらき電子申請・届出サービス）
地下水採取変更許可申請書の提出フォーム（外部サイトへリンク）（いばらき電子申請・届出サービス）
承継届出書の提出フォーム（外部サイトへリンク）（いばらき電子申請・届出サービス）
揚水施設廃止等届出書の提出フォーム（外部サイトへリンク）（いばらき電子申請・届出サービス）

上記申請書または届出書の提出は、リンク先の提出フォームをご利用ください。
e-mail等では受け付けておりませんのでご了承ください。

外部サイトに移動します。
<地下水採取者>地下水採取許可申請書（新規・更新）
<地下水採取者>許可申請関係手続き（変更・承継・廃止）

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

登録している場合はここからログインする

利用者ID
利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワード
利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。 [パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

※利用者登録がお済みでない場合は、登録をした後に申請または届出をすることができます。（利用者登録をすることにより本人の証明になります。）

(2) 「利用規約」をご確認のうえ、同意いただける場合は、「同意する」をクリックして、「メールアドレス」を入力し利用者登録をしてください。

※「同意」をクリックした後、情報入力後に「登録」をクリックしてください。

※その後メールが送信されますので、メールに記載の URL にアクセスして残りの情報を入力して登録してください。

(3) 登録後、ログインし、③で作成した提出書類をアップロードしてください。

※画面の説明にしたがって必要事項を入力してください。

※「添付ファイル」ボタンをクリックして、提出書類（ファイルつ）を取り込んで（アップロードして）ください。

(4) すべて入力・アップロード後、「確認へ進む」→申込確認画面で「申込む」ボタンをクリックしてください。

※入力途中でデータをパソコンに保存することもできます。後から保存していたデータを読み込んで入力を再開することができます。

(5) 申込を行うと、整理番号及びパスワードが自動発行され、メールで自動配信されます。

※申込後に誤りや漏れに気付いた場合は、再度同じ手続きをお願いします。
(当課で受理処理を行う前であれば、申込を取り下げることができます。)